

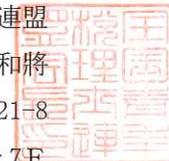


令和5年12月11日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 殿



全国青年税理士連盟  
会長 富川 和將  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第10 下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162



## 近時の税務行政のDXと納税者の利便性に関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年以降、国税庁から相次ぎ公表された収受日付印押なつ見直しの件、納付書事前送付取りやめの件など、従来の紙ベースの取扱いを廃止する動きが加速しております。

私たちは納税者の利便に資する税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（以下、税務行政のDXといいます。）に反対ではありませんが、納税者の利便に合わない施策については、これまでも貴会宛に要望書を提出して参りました。

そして、今般、令和5年10月25日に国税庁から公表された「財務諸表データにe-Taxで使用できない文字が含まれていた場合の期限後申告扱い」を踏まえ、近時の税務行政のDXが納税者や税理士不在で進んでいるように危惧致しましたので意見申し上げます。

貴会もご承知の通り、国税庁は令和5年6月23日に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表しており、その中には、国税庁の使命（納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する）とともに、基本的な指針においても「納税者目線の徹底」「あらゆる納税者を想定した施策の推進」と明記されております。

今般公表された「財務諸表データにe-Taxで使用できない文字が含まれていた場合の期限後申告扱い」については、使用できない文字のエラーと申告行為自体を否認する関係についてはその合理性を欠き理解しがたく、「納税者目線の徹底」や「あらゆる納税者を想定した施策」とはかけ離れた、国税庁の利便のみが優先された施策です。

そもそも国民は、日本国憲法第30条によって法律の定めるところにより納税の義務を負っております。そして、その納税義務の履行は、国税庁の使命にもあるとおり、自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑にできる環境があつてこそ実現するものです。

確かにe-Taxは平成16年から開始され約20年経ちますが、令和4年度のe-Tax利用率は法人税申告こそ91.1%となっているものの、所得税申告は65.7%、相続税申告は29.5%と普及は途上であることは明らかです。

普及が進まない理由は種々考えられますが、普及を進めるにあたって最も重視される点は、納税者の利便に資するものであること、かつ、多様な環境下に置かれている納税者対

して細かな配慮がされた施策を進めていくことであると思料致します。

また、納付については、令和4年度においても59.0%が金融機関又は税務署窓口で納付していることを踏まえれば、近時のいわゆるキャッシュレス納付に関する税務行政のDXに関する施策は、目標達成ありきで強引に進められており、納税者に対するサービスが低下していると言わざるをえません。国民に課せられた納税義務の履行の選択肢を狭められることは、日本国憲法からも妥当な施策とは言えません。

令和4年度税理士法改正により、税理士法第2条の3にいわゆる税理士の業務における電磁的方法の積極的な利用その他の取り組みについて規定されましたが、その取り組みは、納税義務者の利便の向上のためであり、利便に沿わないものについてはそもそも努力義務はなく、ましてや我々は税務行政の推進の一旦を担う職業専門家でもありません。

e-Taxをはじめデジタル環境の進歩は大変早いものであることは理解できますが、納税者の利便に資するものであるか否か、そして申告納税制度の趣旨に反していないかを常に念頭に置き、納税者のための施策が行われるよう国税庁へ強く要望していただくことを意見申し上げます。

以上